

第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月31日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

推進委員(16名)

	1番	石山 清一郎	2番	深石 辰一郎	3番 小嶋 修市
	4番	田中 雄治	5番	矢坂 信昭	6番 吉尾 正治
	8番	石川 道夫	9番	尾島 和幸	10番 飯吉 幸二
	11番	石田 実男	12番	阿部 昌章	13番 廣田 敏
	14番	長田 和弘	15番	望月 薫	16番 関原 英精
	18番	加藤 謙太郎			

4. 欠席委員

推進委員(2名)

7番	朝比奈 聡	17番	馬場 俊夫
----	-------	-----	-------

5. 提出議題

報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第19号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第20号	農地法施行規則第29条第1号該当届出について
報告第21号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第27号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第28号	農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、17名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 秋の作業が始まり、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
JAの仮渡し金の報道がされておりますが、コロナの影響もあり、国内においても飲食関係が苦慮するという中で、やはりこのような数字となりました。新潟県内でもいろいろ違うという話を聞いております。

早くコロナが終息し、来年に影響がなければと思っているところでもあります。

今年の刈取り作業について、先日普及センターにお聞きしたところ、5月10日前に作付した早稲品種については、9月4日・5日頃に出穂からの積算温度が達成するというようなことをお聞きする中、皆様も仕事が忙しくなるのではないかと思います。

秋になりますと、昨年コンバインに手を挟まれたというような痛ましい事故がありましたが、安全に留意する中、作業を進めていただければと思います。

それでは、座らせていただきまして、議事に移りたいと思います。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第6回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。

11番の生井 一広委員、12番の渡邊 春男委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が4件、議案が2件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第19号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第20号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について

報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

7月に届出がありました合意解約は、1件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、保全管理です。

次に、2ページ、報告第19号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

7月につきましては、農地転用事実確認が4件と法務局からの農地の転用事実に関する照会が4件の計8件です。

内容についてですが、農地転用事実確認の4件すべてと法務局からの農地の転用事実に関する照会の2番と4番につきましては、過去に5条の転用許可を受けておりましたが、地目変更手続きがなされていなかったものです。

法務局からの農地の転用事実に関する照会の1番につきましては、最低でも30年以上耕作されておらず、現在は周辺とともに原野化している状況であります。

3番につきましては、過去に転用許可を受けた記録はありませんが、既に農地台帳からも除外されている状況であります。

以上、説明しました全ての案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、4ページ、報告第20号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について、で

す。

これは、転用面積が200㎡未満の農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、届出をすることにより、農地法第4条の転用許可が不要になるものです。

7月の届け出は、自己所有地に農業用の「機械・車両駐車場」と「物置」を建築する2件です。

次に、5ページ、報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

7月の届け出は、相続件数が13件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

6 番 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、かなり大きい面積で保安全管理ということになっておりますが、圃場の状況はどのようなかわかりましたら教えてください。

事務局 現場については、確認していないのですが、解約後については、こちらにおられる親戚等に管理していただくということで聞いております。

6 番 委員の方でおわかりになられる方、いらっしゃいますか。

会 長 面積が大きいので、担当地区委員さんと確認をお願いします。

議 長 他、何かありませんか。

会 長 先日、電話をいただいたのですが、青田地区において畦畔の草刈りがあまりに悪いため、に迷惑をしているとお聞きしているのですが、地域でそのような話がありますか。

8 番 先日農家区長にお聞きしましたが、草刈りに関しましては、例年より良いというお話は聞きましたが、田んぼの中はすごいと聞いております。皆様からいろいろご指摘をいただいておりますが、昨年当たりから少しずつ良くなってきております。

議 長 他にありませんか。

無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページ及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番について、申請地は栗原3丁目地内、登記地目：田が20筆、登記地積合計11,223㎡です。

計画区域としては、隣接地や区域内の道路・水路等3, 186.46㎡と一体で、全体では14,409.46㎡の整備となります。

位置図は、資料No.1及びNo.3をご覧ください。

申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、38区画の宅地造成とそれに伴う道路、水路及び公園・緑地、調整池、消火栓の整備を希望しています。

なお、本事案については、許可面積が3,000㎡を超えるため、今月20日に農地部会を開催し、議案内容と現地の確認をしていただいたところであります。

あわせて、本事案は許可面積が3,000㎡を超えるため、今回の総会で許可相当の議決を賜った場合には、9月の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件であることを申し添えます。

2番について、申請地は大字関川地内、登記地目：畑が3筆、登記地積合計307㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.4をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

譲渡人は、このたび申請地を含めた自己所有地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から譲渡人及び譲受人に指導したものであります。

それを受けて、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

令和3年8月6日。

妙高市農業委員会 会長 安原義之様。

私、譲渡人は今回申請について、財産処分に伴う調査で、農地に住宅が存在しているということが判明いたしました。

この住宅は昭和37年に譲受人の夫の父と、譲渡人の父との間で相談の上、建築されたものであり、当時農地法の手続きを経ず、今日に至っております。

この不始末のため、会長様はじめ、農業委員の皆様にも多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、農地法を遵守し、二度とこのようなことを起こさないよう注意いたします。

譲渡人、譲受人連名での始末書であります。

本件については、双方の親同士の間での口約束で実施してしまったもので、現所有者である2人では預かり知らないところで行われたことと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、17番の宮尾 俊一委員、

2番については、16番の竹田 賢一委員、よりお願いします。

17番

1番につきましてご説明させていただきます。

8月13日、午前中、推進委員の吉尾さん、事務局とで現地確認をいたしました。
今の事務局の説明通りです。周りは、農地がもうほとんどないという状況等々で、昨年、その隣が宅地造成され、隣の水田等、影響は全然ないという感じであります。

それから、この土地につきましては、説明通り、小さい田んぼばかりで、耕作者が非常に困っていた場所でもあります。地元の方も喜んでいるということでもあります。
特段問題はないかと思しますので、ご審議よろしく願いいたします。

16番 8月11日、事務局と現地確認を行いました。
周辺は、道路と住宅街になっており、囲まれ、分断された農地でございました。
事務局が話したように問題ないかと思しますので、ご審議の方をよろしく願いしたいと思います。

議長 先日、農地部会を開催し1番に関して、内容の確認と現地確認を行っておりますので、農地部会長の飯塚委員より報告をお願いします。

農地部会長 議案第27号の1番の案件につきましては、転用農地面積が3,000㎡を超える大規模転用案件であることから、第1回農地部会を開催しましたので報告します。

8月20日10時から妙高市役所402会議室で農地部会員15名と会長職務代理の出席をいただき、第1回農地部会を、開催しました。

議案の内容について事務局の説明を受け、委員から、土地買収の単価、区域内道路の幅員、ごみ集積所と堆雪場の位置について質疑がありました。

事務局より、次の通り回答がありました。

土地買収単価については、1㎡当たり2,590円。

区域内の道路幅、幅員については、5m。

冬の堆雪場は、公園、緑地と調整池を利用したいと言う申し出です。

ごみ集積所については、資料がないことから、総会時に状況を報告するとし、部会后、事務局において、再度、確認してもらったところ、土地買収単価については、1㎡当たり3,372円。区域内の幅員については、道路側溝を含んで全幅7m。ごみの集積所については、区域内の2ヶ所に設置すべく現在調整しているということで、事務局で確認しましたので、訂正報告します。

その後、出席者全員で現場を確認しました。

現地は水稲が作付けされており、地元の委員の話では9月上旬の第1週から第2週にかけて収穫し、稲刈りが終わるということです。

部会の冒頭で事務局から説明ありましたが、議案について審議するのはあくまでも本日の総会ということで、総会の許可相当となれば、9月の県の常設審議委員会に諮問される事案であることから、農地部会として賛否を決するものではなく、より詳しく内容を確認して、現地を確認することにより、理解を深めたものであります。

議長 それでは、議案第27号の質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

会長 平成29年からかなりの区画で申請があり、令和3年まで来ているのですが、この地区の計画について、事前打ち合わせ等あったのですか。その都度、出てくる案件ですか。

事務局 それぞれの開発は業者が違いまして、全体としての打ち合わせはなく、個々ということになります。

議長 他にないようでありますので、推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第28号 農用地利用集積計画についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ、議案第28号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
説明に入る前に議案の訂正をお願いします。
6番の借受人の名前が間違っていましたので、訂正をお願いします。

今日は、新規設定4件、再設定2件の合計6件です。
まずは、1番から4番につきましては新規設定です。
いずれも権利移動の事由としては、貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。
続きまして、5番と6番につきましては、再設定です。
どちらも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われま

す。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第28号に関する質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 続きまして、推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第28号 農用地利用集積計画についてを採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長 議案についてはこれで終了しますので、妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年9月29日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印